

令和 8 年度
第 1 回福知山市立公民館運営審議会

資 料

福 知 山 市 立 公 民 館

福知山市立公民館運営審議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	選 出 団 体 等	備 考
あだち たけし 足立 健	市立学校校長会	
ひえだ のりこ 稗田 勅子	(公社)福知山市文化協会	
あしだ おさむ 芦田 収	(一財)福知山市スポーツ協会	
あだち ゆうま 足立 悠磨	福知山市P T A連絡協議会	
しんじ き み こ 新治 喜美子	福知山市連合婦人会	
うめはら まさと 梅原 正人	福知山市社会教育委員会議	
しおみ たてお 塩見 建男	福知山市立図書館協議会	
いまがわ よしき 今川 芳樹	福知山市公民館連絡協議会	
きりむら つよし 桐村 毅	川口地域公民館運営協議会	
しぶや ひろし 渋谷 広志	日新地域公民館運営協議会	
さわだ まさし 澤田 征	北陵地域公民館運営協議会	
いのうえ まさみち 井上 雅道	六人部地域公民館運営協議会	
きりむら まさのり 桐村 正典	成和地域公民館運営協議会	
おかむら ひろゆき 岡村 裕之	三和地域公民館運営協議会	
さこ お みつる 岬尾 充	夜久野地域公民館運営協議会	
もりした くにあき 森下 邦明	大江地域公民館運営協議会	
しおみ あきら 塩見 明	桃映地域公民館運営協議会	
ほんだ ようこ 本多 洋子	公募委員	
きぬがわ まさひこ 衣川 正彦	公募委員	

計 19 名

任期 令和10年7月26日まで

公民館運営審議会関係法規（抜粋）

○社会教育法

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

○公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

○公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令
平成二十三年十二月一日文部科学省令第四十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第三十条第二項の規定に基づき、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令を次のように定める。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第三十条第二項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○福知山市立公民館条例（昭和51年4月1日条例第4号）

（公民館運営審議会）

第3条 公民館に法第29条第1項の規定に基づき、公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱し、又は任命する。

3 委員の定数は、20人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 公職又は団体代表の地位にあつたため委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらずその地位を退いたときをもって終わる。

○福知山市立公民館条例施行規則（昭和51年3月31日教育委員会規則第5号）

（公民館運営審議会）

第4条 公民館運営審議会（以下「運営審議会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再選することができる。

4 委員長は、運営審議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5条 運営審議会の会議は、定例会及び臨時会とし、委員長が招集する。

（1）定例会は、原則として単年度2回開催する。

（2）臨時会は、必要に応じて開催する。

公民館関係法規（抜粋）

○社会教育法

第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

一 定期講座を開設すること。

二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（ の部分は「営利事業」とすべきものと思われる。）

（公民館の基準）

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

（公民館の職員）

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。

○福知山市公民館条例施行規則（昭和51年3月31日教育委員会規則第5号）

（事業）

第2条 福知山市立公民館（以下「公民館」という。）において、おおむね次の事業を行う。

（1） 定期講座を開設すること。

（2） 研修会、実習会、展示会等を開催すること。

（3） 図書、資料等を備え、その利用を図ること。

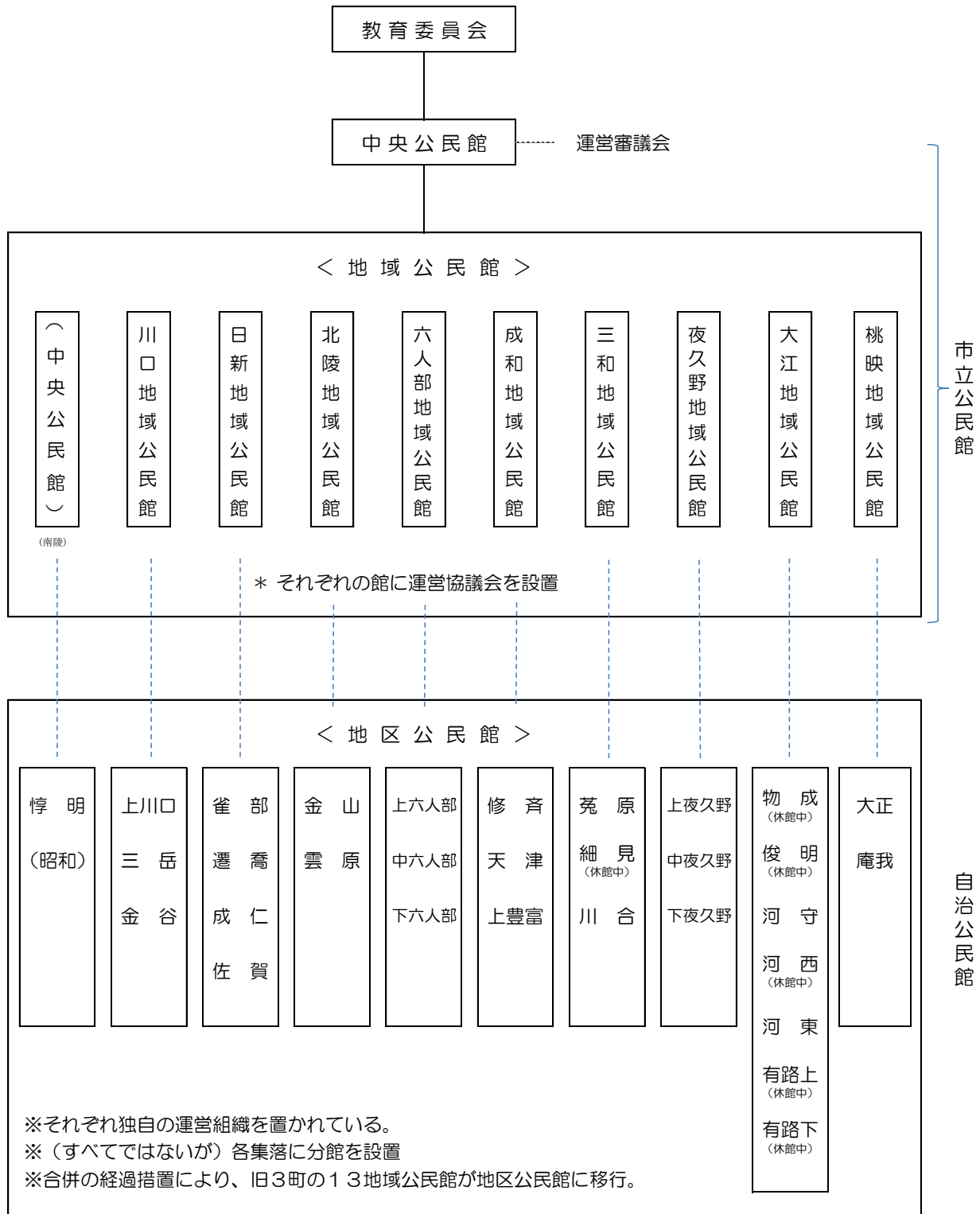
（4） 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

（5） 各種社会教育関係団体との連絡協調を図ること。

（6） その施設をコミュニティ活動その他の公共的利用に供すること。

（7） その他公民館の目的達成に必要な事業

福 知 山 市 の 公 民 館



令和8年度 市立公民館の活動の重点

現代社会が日々多様化・複雑化していく中、「地域づくり」や「まちづくり」における課題解決に向けた「学び」と「実践」に取り組むことが重要である。

市立公民館は「地域の絆」をつなぐ公共施設であることから、若者から高齢者まで、すべての人が集い、生涯にわたり学び続けられる機会を充実させるとともに、多様な学習機会や世代を超えた交流の場を提供する。さらに、時代背景に順応した文化、教養、人権学習等に関する各種事業を展開し、家庭・学校・地域と各公民館が一体となって、笑顔あふれる公民館活動を推進するため、重点項目を下記のとおりとする。

1 笑顔あふれる公民館活動

地域課題解決に向けた学習活動の促進と拠点機能の充実

高齢社会、安心・安全、環境問題等の地域課題に対応した学習活動や情報提供を行い、地域住民の主体的な地域づくりや学習活動の促進に努める。

また、市民の豊かな学びの機会として魅力ある生涯学習講座を実施し、学習の成果を生かすことができる環境を整備するとともに、福知山公立大学等との連携を図る。あわせて、市民の学びや交流の場、地域コミュニティの拠点として、地域公民館の機能を充実させる。

2 青少年の健全育成「心の教育」実践活動と「地域未来塾」の展開

地域全体で子どもを育む環境づくりの推進

家庭、学校、地域社会が連携・協働し、「こだま教育」「あいさつ運動」「家族だんらんの日」「地域未来塾」事業を推進する。希薄になりつつある地域の絆を深めるとともに、地域の人材の活用によってコミュニティの活性化を促し、子どもの成長を地域全体で支え、育む環境づくりの充実に努めることで、青少年の健全育成をめざす。

3 市民協働のまちづくりに向けた取組

(1) 関係諸団体及び多様な活動との連携強化

学校や地域、地区公民館との連携を強化する。さらに、地域公民館を中心に、公民館活動と、住民による主体的な防災、福祉、自治振興、文化、スポーツ等の様々な学習活動とを連携させ、住民が地域社会の構成員として積極的に社会参加できる地域コミュニティの推進に努める。

(2) 地域の人材活用と指導者育成

地域社会の教育力の向上を図るため、生涯学習講座等では地域の人材を積極的に活用し、地域づくりに貢献できるリーダーの育成に努める。

(3) 地域ボランティア活動の推進

世代を越えてボランティア活動を進めるため、学校や社会教育関係団体との連携を密にし、公民館活動を通じてボランティア意識の向上をめざす。

4 市立公民館の施設・設備の整備と充実

地域の生涯学習を推進する社会教育の拠点施設として、また災害時等における避難所としての役割を確実に果たすため、市立公民館の施設・設備の整備及び充実に努める。

1 令和 8 年度事業（取組）の重点について

（1）笑顔あふれる公民館活動の推進

いつでも・だれでも・どこでも・心豊かで充実した生きがいづくりや、高齢社会、安心安全、環境問題等の地域課題に対応した学習活動や情報提供を行い、地域住民の主体的な地域づくりと学習活動の推進に努める。

（2）地域全体で子どもを育む環境づくりの推進

地域社会との交流の場の提供や様々な体験学習を通して、次代を担う子どもたちが、家族や地域のぬくもりを感じつつ、地域の絆を深めるとともに、地域の人材の活用によるコミュニティの活性化を促し、子どもの成長を地域全体で支え、かつ育む環境づくりの充実に努めることで、青少年の健全育成をめざす。

（3）市民協働のまちづくりに向けた取組

「市民交流プラザふくちやま」を拠点とし、地域の人々にとって身近な施設として、時代に即した幅広い活動を展開するとともに、社会教育団体や公民館登録団体の自主的な活動を支援し、地域コミュニティの活性化を促進するとともに、地域づくりに貢献できるリーダーの育成に努める。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

（1）一般講座・教室（13 講座）（下線新規教室）

『たのしい書道教室』『ローズローズさんの『美味しい紅茶』『男性クッキング』
『フラダンス教室』『漆の教室』『包丁研ぎ教室』『夏の料理教室』『ZUMBA』
『そば打ち教室』『器と寄せ植え』『柚子ジャム作り』『こんにゃく作り』
『冬の料理教室』

（2）わくわく体験教室（3 教室）

夏休み期間を利用し、小学生が幅広い世代の人々と交流しながら
新しい発見や知識を身につけ、親子のふれあいを大切にした教室等を開催する。

◎「家族だんらんの日の家族へのおもてなし」

『福知山の特産物「玉露」を知ろう！』

◎親子体験学習『自然観察会と植物標本づくり』

『親子で学ぼう省エネ教室～LED ランタンを作ろう！！～』

（3）人権教育の推進

共に幸せを生きるまちづくり人権講座

現在調整中

（4）中央公民館文化祭（12 月 5 日 土曜日）

公民館講座の作品展示、音楽発表、模擬店など、公民館登録団体（12 団体）の活動
成果の発表の場として開催し、活動の輪を拡げていく。

1 令和8年度事業（取組）の重点について

- (1) リニューアルを契機とした利用者拡大を目指し、誰もが気軽に利用出来る公民館づくりに努める。
- (2) 川口地域公民館運営協議会と連携し、地域住民の交流を深める事業を推進する。
- (3) 地域づくりの一環として、楽しく学ぶ事が出来る生涯学習講座や人権教育、心の教育を推進する。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 学習活動の推進（9講座、27回）

講座・教室については、開催最終日にアンケートを取り次年度に向けて皆さんの希望を出来るだけ取り入れ開催を検討しています。

講座・教室名	実施月	回数	定員	備考
① エコクッキング教室	6～11	4	12	
② 貯筋体操教室	6～10	10	30	
③ 季節のタペストリー作り教室	12	1	10	
④ おいしいお茶の入れ方教室	7～8	3	8	
⑤ 高齢者向けヨガ教室	9～10	5	6	新
⑥ 高齢者向け脳トレ教室	11	1	20	新
⑦ 親子クッキング教室	7	1	8	新
⑧ 世の中の変化に合わせた生き方を学ぶ講演会	8	1	20	新
⑨ 川口の歴史を学ぶ教室	7	1	20	新

(2) 家族ふれあい体験事業

⑦ 親子クッキング教室

(3) 地域づくり推進事業（川口地域公民館運営協議会）

- ・グラウンドゴルフ大会（旧金谷小学校グラウンド）10月18日（日）予定
- ・川口地域公民館創立50周年コミセンまつり 11月 1日（日）予定

(4) 人権教育の推進事業

- ① 「共に幸せを生きるまちづくり人権講座」：6月20日（土）開催済み
- ② 川口地域公民館運営協議会 人権啓発部会 人権講演会：10月3日（土）予定
- ③ 川口地域公民館運営協議会 人権啓発部会 視察研修：11月17日（火）予定

(5) 心の教育実践活動

- ① あいさつ運動：上川口小学校、川口中学校の校門前にて実施
- ② 家族だんらんの日：上川口保育園、金谷保育園、上川口小学校、川口中学校、上小田教育集会所、各地区公民館にて体験活動を実施予定
- ③ 花いっぱい運動：上川口保育園、金谷保育園、上川口小学校、川口中学校にて実施予定

1 令和8年度事業（取組）の重点について

- (1) 多世代の地域住民が人間尊重、自主的、自発的な活動ができる場の提供。また生きがいを持って生活ができる情報発信に努める。
- (2) 地域の子どもたちが、自らの役割、責任の自覚、豊かな人間性を育てられるよう地区公民館はもとより、親、家族、地域住民とふれあいを促進していく。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 一般教室・講座

1	ハーバリウム教室	6	バランスコーディネーション	11	手作り布雑貨教室
2	初めてのドローン教室	7	初めてのオリジナル手帳作り	12	筆文字教室
3	初めてのパン教室（夏・秋）	8	レザークラフト教室	13	筆ペン教室
4	リトミック教室	9	初級ウクレレ教室	14	スマホなんでも相談
5	刃物研ぎ教室（2回）	10	ピククルボール教室	15	ネイルアート教室

(2) 親子講座（夏休み開講）

1	親子スイーツ教室	2	親子工作教室
---	----------	---	--------

(3) 運営協議会事業

- ア 小学生が集う会 小学生オセロ交流会
- イ 多世代の地域住民交流会 ボッチャ大会
- ウ 多世代地域住民が集う場 日新コミセンまつり

(4) 人権教育の推進事業

- ア 共に幸せを生きるまちづくり人権講演会 市立日新中学校との共同開催
- イ 各地区公民館主催 人権講演会への参加

(5) 「心の教育」実践活動

- ア 「あいさつ運動」 （毎月11日）【地域内 幼・小・中と連携しての実施】
- イ 各幼・小・中学校の体験活動紹介展示
- ウ 日新中学校生徒会と地域役員との交流会 （‘21日新夢と希望の会）
- エ ふれあいステージ、地域内サークル、学校の実演発表・展示で地域の人々とふれあう
- オ 地域未来塾

(6) その他

- ア 地域子ども食堂の支援 （2回／月）
- イ 福知山女性趣味サークル「FLOOP」との行事連携

1 令和8年度事業（取組）の重点について

- (1) 北陵地域唯一の公共施設であり、地域の維持・存続のための総合拠点としての性格を強く帯びていることを意識して、公民館行事・講座事業や施設の利用推進を図る。対象住民が少なく地域内に小中学校もない公民館であるため、地域資源の自然と一体化する事業や自然の恵みを活かした知恵を多世代で共有できる特色ある講座を開催して市内全域から足を運んでもらえる公民館運営をする。
- (2) 北陵地域公民館運営協議会及び北陵地域振興協議会と強く連携し、心豊かに暮らせる地域づくりを推進し、住民の生活の向上も目指した事業を展開する。また、地域の特性を生かしたイベントやお祭り、生涯学習を通じて住民同士の結びつきを強化し、地域の福祉力向上にも貢献する。
- (3) 庁内DX推進事業担当者と連携して、市ホームページの充実やウェブでの講座申込等で幅広い年齢層に対応して公民館は身近な存在であることをアピールし、市立公民館全体を盛り上げる。

2 事業概要および特徴的な事業等について

(1) 北陵地域公民館運営協議会事業

「グラウンドゴルフ大会」6月、10月に開催

「北陵地域公民館まつり」11月15日予定

(2) 人権教育の推進

- ・共に幸せを生きるまちづくり人権講座の開催

北陵地域公民館（金山教育集会所共催）

11月15日 講師：未定

北陵地域「公民館まつり」内で開催

- ・地区巡回人権講座

雲原公民館	8地区	10月～11月
	(敬老会)	10月25日予定)
金山公民館	6地区	8月～3月
	(敬老会)	9月20日予定)

(3) 心の教育実践運動（毎月11日）

- ・あいさつ運動
- ・家族だんらんの日

(4) 講座・教室関係

ア 一般新規講座

- ① 男の料理教室「簡単！美味しい！紅茶豚」

イ 一般講継続講座

- ① 生菓子に挑戦 ②スマホ講座 ③初めてのドローン講座 ④草木染教室
- ⑤初心者パソコン教室（フォトブック作成）⑥親子で芋掘り＆スイーツ作り
- ⑦BBQ インストラクターが教える豪快キャンプめし⑧ソーセージを作ろう！
- ⑨田舎のこんにゃく作り ⑩手作りお飾りさん ⑪健康体操1・2・3

1 令和8年度事業（取組）の重点について

- (1) 地域住民を中心に「だれでも気軽に利用できる施設」を目指す。
- (2) 利用者が気持ちよく相談や利用が出来る公民館運営に努める。
- (3) 運営協議会を中心に人権教育を推進する。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 一般講座（18講座 32回）

- ① リラックスヨガ教室 ② 初心者の茶道教室 ③ 笑筆（えふで）教室
- ④ バランスボール教室 ⑤ 夏休みチャレンジ教室 ⑥ 自然つるのカゴ作り教室
- ⑦ ミニ門松作り ⑧ ピクルス作り教室 ⑨ みそ作り講座
- ⑩ 楽しい陶芸教室 ⑪ 親子クッキング教室 ⑫ 陶芸と寄せ植え教室
- ⑬ ベーグル作り教室 ⑭ 珈琲焙煎の基本 ⑮ 乾ししいたけのお料理教室
- ⑯ スコーン&紅茶の入れ方 ⑰ いちご大福作り教室
- ⑱ わくわく！親子で色の不思議を知ろう

(2) 地域課題特別講座

- ① まちづくり推進事業（内容は検討中） 〈連携：福知山公立大学〉
- ② 子ども会活動推進事業（防災フェス） 〈連携：各地区こども会〉

(3) 人権教育の推進事業

- ① 共に幸せを生きるまちづくり人権講座 【講師：松村 智広 氏】
- ② 六人部地域公民館運営協議会主催人権講演会 【講師：篠原 嘉一 氏】
- ③ 六人部地域公民館運営協議会主催視察研修 【研修先：柳原銀行記念資料館】

(4) 「心の教育」実践活動

- ① 「世代間交流・花いっぱい運動」 〈連携：六人部中、六人部小、地域内4保育園〉
- ② 「あいさつ運動」（毎月11日実施） 〈連携：六人部中、六人部小、地域内の諸団体〉
- ③ 「家族だんらんの日」啓発活動 〈連携：上六人部保育園〉
- ④ 「心の教育実践発表会」 〈連携：六人部小学校〉
- ⑤ 「地域未来塾」 〈連携：六人部中学校〉

(5) その他（今年度の特徴的な動き）

- ① より多くの方に利用いただけるよう事業内容や広報活動の見直しと、施設の補修を進める。
- ② 運営協議会の組織を改編し、人権教育を進める。

1 令和8年度事業(取組)の重点について

- (1) 3地区公民館との共同事業を実践し、地域住民の交流を推進する。
- (2) 少子高齢化に伴った学習ニーズに対応した各種事業や講座を展開する。
- (3) 地域人材の発掘・育成と活用を進め、成和地域を支える人材を育成する。
- (4) 情報発信に努め、地域住民が利用しやすい環境作りを推進する。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について (改修工事のため事業縮小継続)

- (1) 講座・教室 全8講座(22回) ※下線は新規

ア 地元人材活用

- ① 『農産加工教室』(5回) ② 『いきいきサロン体験教室』(1回)
- ③ 『連鶴教室』(4回) ④ 『そば打ち教室』(4回)

イ 包括支援センター連携

- ① 『いきいきサロン体験教室』(1回)

ウ 社会福祉協議会・健康医療課連携

- ① 『おいしい防災食アレンジ教室』(1回)

エ その他

- ① 『ノルディックウォーク』(1回) 文化・スポーツ振興室
- ② 『正月お飾り教室』(1回) シルバー人材センター
- ③ 『気功教室』(5回)

(2) 成和地域公民館運営協議会の事業

ア コミセン杯スポーツ大会

- 『子ども交流大会』(6月)
- 『高齢者グラウンドゴルフ大会』(10月)

イ その他の事業

- 総会(4月・3月) ○ 人権講演会(7月) ○ 事業検討会(3月)

(3) 「心の教育」実践活動実行委員会の事業

ア 家族だんらんの日(家庭・学校・地域住民が一体となった取組)

イ 各地区役員等による「あいさつ運動」(毎月11日)

ウ 地域未来塾による学校支援

エ 各地区公民館の事業(親子参加の事業・世代間交流事業)

オ 「心の教育」実践活動発表会 ※各校での学習発表会-文化祭

(4) 人権教育の推進

- 共に幸せを生きるまちづくり人権講座(7月) 4館合同研修会

(5) 各種クラブ・サークル活動

- 運動場のみの貸し出し(約20団体)の施設利用

1 令和8年度事業（取組）の重点について

- (1) 「令和8年度社会教育の重点」に基づき、地域づくりや人づくりに貢献できるようさまざまな学習機会と学習情報を提供する。
- (2) 地域の財産である子どもたちの健やかな成長のため、心の教育実践活動の下で地域住民とも連携しながら事業を進める。
- (3) 地域交流の拠点である「三和荘」を中心とした地域交流事業を、三和荘やまちづくり協議会とも連携協働し、多世代が交流できる取組を行う。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 講座・教室等（全23講座、52回予定）

講座・教室名	実施月	回数	講座・教室名	実施月	回数
陶芸と寄せ植え（初夏）	5～6	4	スマホの上手な使い方	7～8	2
陶芸と寄せ植え（秋）	9～10	2	糸かけアート	9	1
バランスボール	6～7	4	つまみ細工	10	2
フラワーアレンジメント	5～12	6	型染（季節の挨拶状）	10	2
夏の草木染め	6	1	型染（布に染める）	10	1
秋の草木染め	10	1	楽しいヨガ	11～12	4
漆工芸（拭き漆）	6～10	5	バランスコーディネーション	1～2	3
漆工芸（蒔絵）	9	1	親子でクッキング	8	1
藍染と藍抜き	6～7	2	こんにゃく作り	12	1
ステンドグラス 6 月コース	6	2	お正月飾り作り	12	1
ステンドグラス 7 月コース	7	2	みそ作り	2	1
季節の料理	7～12	3			

(2) 心の教育実践活動

①「家族だんらんの日」事業

子ども達がいろいろな体験をできる「こどもまつり」に共催し、子どもや子育て世代が楽しく過ごす時間と場を提供するとともに、家族だんらんの日の啓発活動を実施する。

②「あいさつ運動」事業

毎月11日をあいさつデーとし、三和学園や通学路であいさつ運動を実施する。

(3) 地域交流事業

三和荘やまちづくり協議会、工業団地連携室と情報共有及び連携をしながら、幅広い層で楽しんでもらえ、交流が図れる取組を企画し実施していく。（夕涼み会、スポーツイベント、フェスティバル等）

3 三和地域公民館運営協議会の事業

①地域住民の交流事業

地域住民の交流と親睦の場としてのグラウンドゴルフ大会の開催や、三和の歴史探訪講座、モルック体験教室などを実施する。

②公民館まつりの開催

地域のまつりとして開催予定の「三和ふれあいフェスティバル」において、公民館の教室や講座の紹介を含めた作品展示や、運営協議会や公民館の活動内容を紹介し、理解を深める機会とする。

1 令和年8度事業（取り組み）の重点について

絆づくり ～地域づくりの原点は、人と人とのつながり～

1. 活動を通じて人をつなぐ・・・諸団体をつなぐネットワークづくり
2. 課題解決に向けて地域をつなぐ
・・・まちづくりにつながる学習機会の提供、人材育成
3. 文化・スポーツを通じて心をつなぐ・・・よりよい文化の共有と心身の健康増進
4. 学校・こども園・子育て支援センターを通じて世代をつなぐ
・・・夜久野学園・夜久野こども園・子育て支援センターと連携した地域づくり

「つながり」を重点に挙げる取組を今年度も継続する。「夜久野ふれあいプラザ」施設内の各団体（市役所夜久野支所・西部保健福祉センター・夜久野包括支援センター・市立図書館夜久野分館・夜久野子育て支援センター・夜久野みらいまちづくり協議会）との連携を深めることで、地域の拠点施設としての役割を一層充実させたい。

講座においても、夜久野の文化や自然に親しむことで郷土愛や誇りを育み、参加者同士が親しく交流できるよう運営を工夫したい。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

（1）講座・教室の実施について

講座・教室	回数	定員	講座・教室	回数	定員
健美操	6	16	ふるさと講座夜久野学「梵鐘」	1	40
健康講座「整理収納」	1	50	音楽サロン「うたごえ喫茶」	1	80
アロマワックスバー	2	15	音楽サロン「名曲喫茶」	1	70
かぎ針編みのビーズポーチ	3	10	夜久野のみらいを創る集い	1	80
はじめての「つまみ細工」	3	10	高麗者あんしん講座	1	200
料理人に学ぶ魚料理入門	3	10	子ども体験教室「丹波漆」	1	20
地元の食材で旬のお料理	3	12	親子わくわく教室「リトミック」	1	30
草木で遊ぶ～自然素材を使った飾り～	2	10	親子わくわく教室「ベビトレヨガ」	1	30
草木で遊ぶ～木のアート～	1	10	親子わくわく教室「色を使って遊ぼう」	1	20

（2）事業運営にあたって

①夜久野の特色をテーマに取り上げ 地域の宝を共有

- ・古くから残る梵鐘（お寺の釣鐘）について、実物や映像を見ながら専門家から解説を受ける。
- ・自然素材による、工芸作品・木工作品づくり。
- ・丹波漆の特色を親子で学び、作品づくり。
- ・地元産の旬野菜を使った家庭料理の実習。
- ・地元の料理人を講師とした魚料理の調理実習。
- ・夜久野の良さを中学生と共に掘り下げ活性化のアイデアを語り合う「夜久野のみらいを創る集い」など、夜久野について様々な角度から学び合い、郷土愛と連帯感を育みたい。

②子育て世代へのアプローチ

乳幼児とその保護者の「やってみたいこと」を起点に講座を企画し、「集い」「学び」「結ぶ」喜びを体感してもらう『親子わくわく教室』は4年目となる。今年度は、子育て支援センターとの共催が実現し、さらに充実した体制で臨む。

1 令和8年度事業（取組）の重点について

- (1) 次年度以降を意識した持続可能な公民館運営を目指す。
- (2) 大江地域の他団体との連携を進め、地域住民同士の連携を図る。
- (3) 地域住民の学習ニーズに応える生涯学習を推進する。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 事業の概要

- ① 新たな利用者層を対象にした事業の実施 ② 他団体との連携による各事業の改善
- ③ 住民の要望に基づく講座開設や出前講座の実施

(2) 事業の内容

【一般講座】

- ①大型段ボール遊び ②親子クッキング ③弓道教室 ④もてなしアイデア料理
- ⑤ペーパークラフトかご作り ⑥レザークラフト小物作り ⑦ノルディックウォーク
- ⑧かわいいパンづくり ⑨多肉植物寄せ植え ⑩フラワーアレンジ
- ⑪タオルスティック体操 ⑫おいしい味噌づくり ⑬キムチづくりとアイデアレシピ
- ⑭おもしろ文字アート ⑮健康いきいき講座 ⑯藍染め ⑰ヨガ
- ⑱大型段ボール遊びとギネス ⑲ゆったりヨガ ⑳しめ縄作り
- ㉑鉛筆・ボールペン教室 ㉒惣菜パン作り ㉓絵本と音楽 ㉔絵本と工作遊び
- ㉕こども・親子バトミントン ㉖おやき作り

【新規講座】

- ①太極拳 ②陶芸と山野草寄せ植え ③昭和のおもちゃで遊ぼう
- ④親子で遊ぶ工作とスポーツ *目的・・・子どもや、親子の参加を促す。

【講座の工夫】

- ・ 実用筆ペン習字（住民のニーズにより、おもしろ文字から発展した。）
- ・ 健康いきいき講座（公民館まで来られない方が多く、各地域に出向いて講座を開設、また、若い方にも必要な内容の為、名称を変更。）
- *その他、継続して、午前中利用と高齢者の健康づくりの場として毎週月曜日9：30から
・卓球広場（第1・3・5月曜） ・ボッチャ広場（第4月曜）を実施。

【運協主催事業】

- ①公民館まつり ②グランドゴルフ大会 ③卓球大会 ④囲碁交流会 ⑤習字教室

【その他】

- ① 親子で遊ぶ工作とスポーツ ②「心の教育」実践活動 ③共に幸せを生きるまちづくり人権講座
- *『親子で遊ぶ工作とスポーツ』は、10月、1月・2月の第三日曜日に実施している。
 - *『「心の教育」実践活動』は、大江学園、げん鬼子ども園、河守地区公民館などと連携している。
 - *『共に幸せを生きるまちづくり人権講座』は、「大道芸人 たきゅうさん～笑いを生かすユーモアセラピーの観点から人権を考える～」をテーマに田久朋寛氏の講演を計画

1 令和8年度事業（取組）の重点について

- (1) 市立公民館テーマ「笑顔あふれる公民館活動 ～つどう まなぶ むすぶ～について、各事業・講座をとおしてその具現化を図る。
- (2) 地域公民館としての開設10年目を迎え、これまでの運営を振り返るとともに地域内の状況や実態を踏まえつつ、地区公民館や学校、関係団体との更なる連携を深め、「交流拠点」を中核的なテーマとして、地域に開かれた地域公民館を目指す。
- (3) 地域の課題把握に努め、課題解決に向けた研究を進め、開かれた公民館の在り方を探る。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 生涯学習講座

ア 講座開設の考え方

- ・オール福知山を基本とし、地域を最大限生かした学びの場の提供。
(地域内の他施設を活用しての**出前講座**の開催)
「夏のフラワーアレンジメント教室」「お正月のフラワーアレンジメント教室」
「刃物研ぎ教室」「藍染め教室」
- ・地域人材の活用講座
「特大書道」「歴史探訪」「ボッチャ」「刃物研ぎ」「竹あかり作り教室」
「気功教室」「茶道教室」「藍染め教室」
- ・公民館、地域連携（地域活性化枠）の講座
「歴史探訪」「音楽鑑賞」「特大書道」「吹奏楽を楽しもう」
- ・新規講座
「初心者のためのフルート教室」「国際交流」「竹あかり作り教室」
「藍染め教室」

(2) 運営協議会に関して

ア 令和8年度運営協議会

テーマ「地域住民の交流がより深まる取組の推進」
～合わせよう顔と顔、つなげよう心と心～

イ 事業

- ・設立記念「第10回グラウンドゴルフ大会」
(6月7日実施 庵我小学校グラウンド)
- ・「コミセンフェスタ」(12月13日 桃映地域公民館)
- ・ジュニアスポーツクラブ わんぱくクラブ(4月～3月 毎週日曜日)

(3) 心の教育実践活動

- ア 地域内関係機関（団体）との連携を一層深め、「育てる」「見守る」体制作り
(ネットワークの構築と更なる発展を目指す)
- イ 「あいさつ運動」「家族団らんの日」「豊かな体験活動」の具体的実践。

(4) 人権教育の推進

ア 連携をした取組の推進

- ・人権講演会（桃映地域公民館・・・地域内人権施設との連携 9月開催）

イ 地域内施設との連携（堀会館、児童館、大正文化センター）

- ・年間を通しての講演会（3回）

(5) 関係機関連携

ア 福知山公立大学・・・演習の場の提供（公民館機能の研究）

イ 多機能施設として・・・大正文化センター、包括支援センター等との連携

ウ 大正地区公民館との連携・・・体育館事務室を大正地区公民館事務所として利用